

新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 新潟県と別記県内市町村（以下「実施市町村」という。）が共同して実施する新潟県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）及び新潟県起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

- 第2 新潟県総合計画（新潟県における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）及び実施市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、新潟県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と実施市町村が共同して、移住・就業支援事業及び起業支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 本事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、新潟県と実施市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、実施市町村の協力を得て、新潟県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

- 第4 本事業の概要は、以下のとおりである。
- なお、移住・就業支援事業は、移住支援事業及びマッチング支援事業で構成する。
- 1 移住・就業支援事業
- (1) 移住支援事業
- 新潟県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ）から実施市町村へ移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、居住地の実施市町村が移住支援金を支給する。
- (2) マッチング支援事業
- 新潟県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、第5の2（1）①の要件を満たす法人（以下「移住支援金の対象法人」という。）に対して、求人広告の作成支援と当該求人広告の当該サイトへの掲載を行う。
- 2 起業支援事業
- 新潟県が、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「NICO」という。）を通じて第6の1（2）①の要件を満たす社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に、安定経営に至るまでの伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業及びマッチング支援事業)

第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

新潟県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、実施市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

実施市町村は、①の要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす者の申請に基づき、⑦の方法により、2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、単身の場合にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。なお、2人以上の世帯とは、⑥の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身の場合として取り扱う。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 実施市町村に住民票を移して転入(以下「転入」という。)したこと。
- b 国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の実施市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他新潟県及び実施市町村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- ④ 本事業における関係人口に関する要件
 - 新潟県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
 - (イ) 対象範囲の明確化に当たっては、新潟県等関係機関と調整の上、事業実施計画の付属資料として添付していること。
- ⑤ 起業に関する要件
 - 第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- ⑥ 2人以上の世帯に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
 - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
 - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑦ 申請・支給方法
 - (ア) 申請
 - 移住支援金申請者は、申請書（様式1に準じて実施市町村が別に定めるもの）及び本人確認書類に加え、上記①及び2人以上の世帯の場合にあっては⑥の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類（②又は③の場合は様式2に準じて実施市町村が別に定めるものを含む。）を移住先の実施市町村に提出する。
 - (イ) 支給方法
 - 実施市町村は、(ア)の申請が上記①及び2人以上の世帯の場合にあっては⑥の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3に準じて実施市町村が別に定めるもの）を交付し、移住支援金を支給するものとする。
- (2) 移住支援金の返還
 - 実施市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして移住支援金を支給した実施市町村が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を支給した実施市町村から転出した場合
- (ウ) 上記(1)②の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を支給した実施市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報提供

実施市町村は、上記(1)⑦(ア)の申請があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。また、新潟県は、実施市町村から起業支援事業に係る交付決定に関して照会があったときは、速やかに実施市町村に情報提供することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

新潟県は、①の要件を満たす法人の移住支援金対象求人の情報を掲載する等のため、マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」の開設及び運営を行う。

① 移住支援金対象求人をマッチングサイトに登録できる法人の要件次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 将来性・成長が見込まれる産業分野への該当性や、人手不足の状況などを踏まえ、新潟県が別に定める要件を満たしたものであること。
- (イ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- (ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。
- (エ) みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)でないこと。ただし、上記(ウ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。
 - a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - c 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地と

する場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。

(力) 雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業
者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でない
こと。

(2) 移住支援金対象求人の登録

① 申請

移住支援金対象求人の登録申請者は、登録申請の手続を行うに当たり、(1)

①の要件に該当することを証する書類を新潟県に提出する。

② 登録

新潟県は、①の申請が、(1) ①の要件及び求人要件(週20時間以上の無期
雇用の求人であること)に該当し、県が別に定める求人項目の入力内容に法令
等に違反するものがないと認めるときは、移住支援金の対象求人の登録を行う
ものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

新潟県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲
載できるよう、中小企業等に対する求人広告に係るセミナーを開催するものとす
る。

(4) 選定企業、掲載求人に係る情報等の情報提供

新潟県は、移住支援金の対象法人、掲載求人に係る情報等について実施市町村
に情報提供することとする。

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

新潟県は、新潟県内において、(1)の要件を満たす者のうち、(2)の要件を満
たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した(3)の経費の2
分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最
大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 起業支援事業の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個
人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、特定非
営利活動法人、一般社団法人の設立を行い、その代表者となる者であること。

② 新潟県内に居住していること、もしくは起業支援事業の事業期間完了日ま
でに新潟県内に居住することを予定していること。

③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を新潟県内で行う者であること。

④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は
反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
 - (エ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に基づき新潟県が指定した地域資源を活用する事業、又は起業者を支援する事業であること（新潟県が独自に定める事項）
- ② 新潟県の管内で実施する事業であること。
 - ③ 起業支援事業の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。
- (3) 対象経費
- 新たに起業する者が起業に要する経費
- 設備費（機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、事業用車両購入費）、法人登記費（印紙・登録免許税を除く。）、消耗品費、人件費、光熱水費、賃借料、通信運搬費、広告宣伝費 等

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を新潟県に提出する。

(2) 交付方法

新潟県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て新潟県が（1）の申請が1（1）及び（2）の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

新潟県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、1 及び 2 の業務を行う執行団体（事務局）を NICO とする。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、新潟県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、新潟県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を実施市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、新潟県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、新潟県は、当該2分の1に相当する額に、実施市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地

方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を実施市町村に交付する。

- 2 第5の2に定めるマッチング支援事業
事業費の地方負担については、新潟県が負担する。
- 3 第6に定める起業支援事業
事業費の地方負担については、新潟県が負担する。

(協力)

第8 新潟県と実施市町村は、本事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、新潟県が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和2年2月6日から実施する。ただし、実施後の新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領第5の1(1)(ア)の規定は、この要領実施日以後に転入した者に適用し、この要領実施日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月24日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和3年3月3日から実施する。ただし、実施後の新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領第5の規定は、この要領実施日以後に転入した者に適用し、この要領実施日前に転入した者は、なお従前の例による。

別記

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村

〇〇市町村長 様

申請年月日 〇年〇月〇日

移住支援金交付申請書

〇〇市町村〇〇要綱第〇条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、〇〇市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
(就業の場合のみ記載)就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載)〇〇市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙1(誓約事項)、別紙2(個人情報取扱)
- ③移住元の住民票除票の写し(2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む)
- ④振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

<雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑤東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

<個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑥開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
- ⑦個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

<東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合>

- ⑧卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ⑨東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

<要件を満たす就業をした場合>

- ⑩就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類)

<要件を満たす起業をした場合>

- ⑪起業支援金の交付決定通知書の写し

<テレワークの要件に該当する場合>

- ⑫所属先企業等の就業証明書(自己の意思等を確認できる書類)

<市町村が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>

- ⑬当該関係人口であることを証する書類等

管理コード (新潟県及び〇〇市町村使用欄)	
-----------------------	--

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び〇〇市町村から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、〇〇市町村〇〇要綱第〇条の規定に基づき、速やかに〇〇市町村に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に〇〇市町村以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に〇〇市町村以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式1別紙2)

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び〇〇市町村は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び〇〇市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び〇〇市町村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

○年○月○日

〇〇市町村長 様

所在地
 事業者名
 代表者名 印
 電話番号
 担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <hr/> <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び〇〇市町村の求めに応じて、新潟県及び〇〇市町村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

○年○月○日

○○市町村長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び○○市町村の求めに応じて、新潟県及び○○市町村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

○年○月○日

○○ ○○ 様

○○市町村長

移住・就業等支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

○○市町村○○要綱第○条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 ○年○月○日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：○○

振込先口座番号（下3桁）：○○○

振込先口座名義：○○ ○○

(備考)

1 ○○市町村は、○○市町村○○要綱第○条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合)

・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額

2 ○○市町村は、○○市町村○○要綱第○条の規定に基づき、新潟県移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--